

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村
ごみ処理広域化基本構想策定業務委託

仕 様 書

第1章 総 則

1. 業務の目的

本業務は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）における持続可能なごみ処理体制について基本構想を策定する。

2. 業務委託の名称

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想策定業務委託

3. 委託期間

契約締結日から 2026（令和8）年 3 月 16 日まで

4. 履行場所

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村全域

5. 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。

- （1）基本構想の策定
- （2）打合せ・協議
- （3）提案、調査、説明員としての出席

6. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令及び関係通知等の最新版で示された当該業務に関する事項を遵守し、業務内容に不備のないようにしなければならない。

7. 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料は原則として受託者が収集するものであるが、構成市町村が保有しているもので業務の遂行に必要な資料は、当該市町村が借用書と引換えに受託者へ貸与するものとし、貸与を受けた資料については、事務完了後すみやかに返納すること。

8. 機密の保持

受託者は、本業務で知り得た全ての事項について、第三者に漏らしてはならない。
またコンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

9. 技術者の要件

技術者は3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する以下の担当者を配置すること。また、受託者が直接雇用している者であることの確認ができる書類（健康保険証等の写し）を提出すること。

(1) 管理技術者は、平成26年度以降に地方公共団体または一部事務組合が発注した一般廃棄物のごみ焼却処理施設（100 t / 日以上）に係る施設基本構想または施設基本計画策定業務もしくはごみ焼却処理施設を含む広域計画業務（以下、「同種業務」という。）に係る従事実績及び、（参加資格確認申請書提出時点において業務が完了しているものに限る。）廃棄物関連施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士【総合技術管理部門（衛生工学廃棄物・資源循環）（旧：廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。）】または【衛生工学部門（廃棄物・資源循環）（旧：廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。）】の資格を有するものであること。

(2) 照査技術者は、同種業務において、管理技術者（主任技術者）若しくは照査技術者、担当技術者としての従事実績を及び、管理技術者に定める資格を有する者であること。

照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

(3) 担当技術者は、同種業務において、管理技術者（主任技術者）若しくは担当技術者としての従事実績及び、管理技術者に定める資格または、RCCM（廃棄物部門）の資格を有するものであること。

担当技術者は、管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

10. 届出等

受託者は、業務の着手及び完了時には、下記書類を提出し承諾を受けること。

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度、伊賀市（以下「本市」という。）の承諾を受けなければならない。

ない。

- (1) 業務委託着手届
- (2) 管理技術者・照査技術者選任通知書等
- (3) 工程表
- (4) 業務委託完成報告書
- (5) その他必要な書類

11. 関係官公署との協議

受託者は、関係官公署と協議を行うとき、若しくは協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、その内容は遅滞なく本市に報告しなければならない。

12. 議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、議事録を作成し本市に提出すること。

13. 疑 義

本仕様書記載事項及び業務遂行上疑義が生じたときは、すみやかに本市と協議し、業務に支障のないよう務めなければならない。

14. 審査及び引き渡し

受託者は、業務完了時に本市の成果品審査を受けなければならない。

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し業務の完了とする。

なお、納品後において成果品内容に誤記・誤算があった場合は速やかに訂正し、再提出しなければならない。

15. その他

本仕様書は業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については、本市と協議の上これを決定の上、受託者の責任において履行するものとする。

16. 提出図書

報告書成果の内容、部数は以下のとおりとする。

(1) 報告書	(A 4 版)	8 部
(2) 報告書 (概要版)	(A 3 版)	16 部
(3) 同上電子データ		一式

第2章 業 務 内 容

1. 基礎調査

広域化に向けた基本的事項として以下の事項について整理すること。

(1) 位置づけの整理

(2) 基本方針の設定

ごみ処理施設の整備にあたり、目指すべき基本方針を整理し、設定する。

①目標年次

②期間の設定

(3) 地域の概況整理

ごみの排出実態を把握する基礎的情報となる自然的概況、人口動態・分布、市街地・集落等の動向、産業動向、土地利用状況、道路交通の状況、開発等の将来計画等を構成市町村別に把握、整理する。

(4) ごみ処理システムの現状と課題

ごみ処理システムを把握するため基礎的情報であるごみ排出量・処理処分量の推移、ごみ質（組成）、ごみ処理の流れ（収集・運搬、中間処理、最終処分）、リサイクル等の現状と課題を市町村別、ごみの種類別に把握整理する。なお、関連施策として実施しているごみ袋の指定、手数料、ごみの減量化、集団回収の助成、生ごみ堆肥化資材助成等の状況と課題についても構成市町村別、ごみの種類別に把握整理する。

(5) 最新技術の動向調査

ごみ処理、資源化、最終処分等の最新技術について調査し、整理する。

(6) 公害防止基準

公害防止基準について整理する。

(7) 関係法令等の動向

ごみ処理施設を整備するうえでの国の方針、関係法令及び関連計画について、国・県の動向を把握しつつ整理する。

2. 広域化に向けた現状分析

構成市町村の社会経済状況やごみ処理システムの現状、施設更新に向けた検討状況等を踏まえたうえで、広域化に向けた現状の分析を行う。

また、近隣自治体の事例について調査すること。

3. 将来予測

構成市町村の一般廃棄物処理基本計画、既存データ等を基に、将来人口及び将来ごみ量の目標と整合を図り、将来のごみ発生量、ごみ質等を推計する。

4. ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニュー案の検討

(1) 広域化メニューの抽出

基礎調査の内容、ごみ処理・資源化新技術の開発動向を踏まえたうえで、今後のごみ処理技術の側面やごみ問題の社会的動向を十分に考慮し、複数案の広域化メニューを設定する。

なお、ごみ焼却施設とリサイクル施設については一体型を前提とする。

(2) ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニューの効果検討

複数案の広域化メニュー案に対して、長期的、多角的な視点からの比較検討を行う。

- ・ 経済性、運営体制の継続性

建設（交付金利用）、維持管理、収集運搬にわたる経済性の比較を行うものとし、集約施設の建設予定地が未定の場合、既存焼却施設用地等の代表地点による収集運搬費の算定を行うこと。

また、広域化に向けた事業への参入意向に関してプラントメーカー等に調査を行うものとする。

- ・ 参入意向調査（アンケート形式）
- ・ ヒアリング（対面形式）
- ・ エネルギー回収、エネルギー消費、温室効果ガスの削減
- ・ 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進
- ・ 災害対策の強化
- ・ その他

5. 広域化の検討と整理

前述の検討結果に基づき、広域化メニューを整理する。

(1) 計画目標の設定

計画の目標年次、ごみ減量等の目標値

ごみ減量化・再生利用計画、処理計画（収集運搬・中間処理・最終処分）の設定

(2) ごみ処理施設の整備方針

- ①施設規模の設定
- ②施設整備概要
- ③環境保全目標の検討

(4) 組織運営体制（事業方式）

構成市町村が果たす役割（収集～最終処分に至る役割分担）及び、事業運営手法（公設公営方式、公設民営方式（DBO方式）民設民営方式（PFI方式）、民設民営方式（公民連携方式）、費用分担等について整理する。

(5) 実施スケジュール事業

スケジュールの検討

(6) 財政計画

概算事業費の算定及び構成市町村の財政計画の取りまとめ。

(7) その他の留意事項

広域化実現までに留意すべき事項について整理する。

6. 検討委員会等運営支援

検討委員会の運営支援（資料、議事録等）を作成し、検討委員会では必要に応じて説明を行うものとする。

なお、検討委員会の開催は、5回／年程度とする。

パブリックコメントの実施を予定している。このパブリックコメントに係る資料の作成、結果の集計及び意見の検討を実施すること。